



## 第 6 章

### 文化遺産の保存・活用

---

## 第6章 文化遺産の保存・活用

### 第1節 基本目標1に関する課題・方針・措置

#### 1 「基本目標1 市民が文化遺産に愛着や誇りをもつ」ための課題

第5章において、本市が目指す文化遺産の保存・活用に関する将来像と、それを実現するための基本目標及び方向性を設定しました。ここでは、「基本目標1 市民が文化遺産に愛着や誇りをもつ」ことを達成するため、現状において解決すべき課題について整理します。

##### (1) 文化遺産の把握に関する課題

市域の文化遺産を網羅的に把握することは、文化遺産の保存・活用を推進していくための基礎となります。しかしながら、絵画や工芸品、書跡しよせきなどの調査が未着手であるほか、建造物や歴史資料などで旧市町の調査の進捗状況が不均衡となっており、文化遺産の種類によって把握の状況に差があることが明らかとなりました。また、把握調査の完了から相当の時間が経過しており、現在の状況が確認できていない文化遺産もあります。これらのことから、本市における文化遺産の把握に関する課題については、次のとおり整理できます。

・課題1-1 文化遺産の種類によって、把握状況が不均衡となっている

##### (2) 文化遺産の評価に関する課題

文化遺産の詳細調査を行い、その成果を本市の歴史文化に位置づけることは、その後に実施する文化遺産の保存・活用に関する取組が円滑に進んでいくことにつながります。しかしながら、把握した文化遺産の件数が増加する一方で、整理や評価が適切に行われないうままとなっているものがあることが明らかとなりました。このことから、本市における文化遺産の評価に関する課題については、次のとおり整理できます。

・課題1-2 文化遺産の件数が増加する一方で、適切な評価が行われないうままのものがある

##### (3) 文化遺産の価値の共有に関する課題

文化遺産の価値について広くアピールすることで、それを活用してもらえる環境を整備することが重要です。しかしながら、現状では本市が発信している文化遺産に関する情報の受け取りが、元々市の歴史文化に興味のある人たち、いわゆるコア層に限定されていることが懸念されます。歴史文化に興味をもつ可能性がある人たち、いつか興味をもつかもしいない人たちまで、幅広く情報が届くよう、適切な手法や頻度で情報発信を行う必要があります。なお、国史跡しんめいかいづかの神明貝塚では、史跡の整備が未着手であり、現地において魅力を十分にアピールできていない状況にあることから、公有地化や整備を進め、史跡の魅力を十分に伝えていく必要があ

ります。これらのことから、本市における文化遺産の価値の共有に関する課題については、次のとおり整理できます。

・課題 1-3 文化遺産の価値が十分に伝わっていない

## 2 「基本目標 1 市民が文化遺産に愛着や誇りをもつ」ための方針

ここでは、前項で整理した課題の解決のため、以下のとおり方針を設定し、基本目標 1 を達成することにつなげていきます。

### (1) 文化遺産の把握に関する方針

文化遺産の把握状況の均衡を図るため、市史編さん事業に伴う資料調査の機会も活用しながら、未調査の文化遺産の調査を推進し、把握した文化遺産に関するデータベースを整備します。また、把握してから相当の時間が経過した文化遺産の再調査も実施し、適宜データベースの更新を図ります。これらのことから、本市における文化遺産の把握に関して、次のとおり 1 つの方針を設定します。

・方針 1-1-1 文化遺産の把握調査を推進する

### (2) 文化遺産の評価に関する方針

文化遺産の適切な評価を行うため、既存の調査によって把握された文化遺産の調査研究を推進します。そして、その成果をもとに文化遺産の価値づけを行い、本市の歴史文化の特徴をさらに具体化できるよう努めます。特に、国史跡である神明貝塚の出土資料の整理及び価値づけを推進することで、史跡がもつ価値の磨き上げの一助とします。これらのことから、本市における文化遺産の評価に関して、次のとおり 2 つの方針を設定します。

・方針 1-2-1 文化遺産の詳細調査(調査研究)を推進する

・方針 1-2-2 文化遺産の価値づけを行う

### (3) 文化遺産の価値の共有に関する方針

文化遺産の価値を十分に伝えるため、市史の刊行をはじめ ICT を活用した情報発信、所蔵資料の公開や活用の推進、講座の開催などを強化するとともに、わかりやすく伝えることのできるストーリーとして関連文化財群を設定します。特に、国史跡の神明貝塚では、一般公開に向けた史跡の公有地化や整備を推進します。また、学校教育や社会教育、市民や関係団体などとの連携を強化し、文化遺産を多様な分野で活用します。そして、市域の文化遺産の収集・保存・調査・研究に関するセンター機能を有す郷土資料館の機能の充実を図ります。これらのこ

とから、本市における文化遺産の価値の共有に関して、次のとおり8つの方針を設定します。

- ・方針 1-3-1 文化遺産の情報発信を強化する
- ・方針 1-3-2 文化遺産の公開・活用を推進する
- ・方針 1-3-3 文化遺産に関する講座などを開催する
- ・方針 1-3-4 学校教育と連携する
- ・方針 1-3-5 社会教育と連携する
- ・方針 1-3-6 市民や関係団体と連携する
- ・方針 1-3-7 郷土資料館の充実を図る
- ・方針 1-3-8 関連文化財群を設定する

### 3 「基本目標 1 市民が文化遺産に愛着や誇りをもつ」ための措置

ここでは、前項で設定した方針に基づき、取り組んでいく具体的な措置について設定します。なお、事業の実施に際しては、市費・県費・国費（文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金など）、その他、民間資金などを活用して進めていきます。

#### (1) 文化遺産の把握に関する措置



##### ① 方針 1-1-1 文化遺産の把握調査を推進する

| 事業名                | 事業内容                                                       | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |          |
|--------------------|------------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----------|
|                    |                                                            | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民       |
| 1 建造物の把握調査         | 概ね50年以上経過した建造物の把握を進める                                      |      | →  | →  | ◎    |     | ◎   | ○  |    | 市費、団体費   |
| 2 市史編さん事業に伴う資料調査   | 第2次事業計画に則り、地形や地質、石造物や絵馬、動植物のほか、これまで未調査であった文化遺産についても調査を実施する | →    | →  | →  | ◎    |     | ◎   | ○  | ○  | 市費       |
| 3 市内遺跡の所在確認調査      | 土木工事などに先立ち所在確認調査を実施することで遺跡範囲の適切な把握に努める                     | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 国・県補助、市費 |
| 4 文化遺産データベースの構築(新) | 市域に点在する文化遺産情報をまとめたデータベースを作成し、定期的に更新する                      | →    | →  | →  | ◎    |     |     | ○  |    | 市費       |

\*(新)は新規事業、太字は重点事業

\*取組主体の「◎」は主として取り組む主体、「○」は協力して取り組む主体。取組主体の具体的な内容については122～123ページを参照のこと。以下、同じ

6-1 方針 1-1-1 に基づく文化遺産の把握に関する措置

#### (2) 文化遺産の評価に関する措置



##### ① 方針 1-2-1 文化遺産の詳細調査(調査研究)を推進する

| 事業名             | 事業内容                         | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |          |
|-----------------|------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----------|
|                 |                              | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民       |
| 5 所蔵資料の整理調査     | 所蔵する古文書や歴史資料などの調査及び整理を実施する   | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    | ○  | 市費       |
| 6 史跡神明貝塚の資料整理事業 | 神明貝塚の価値を磨き上げるため、既存資料の整理を実施する | →    |    |    | ◎    |     | ○   |    |    | 国・県補助、市費 |

6-2 方針 1-2-1 に基づく文化遺産の評価に関する措置



② 方針1-2-2 文化遺産の価値づけを行う

| 事業名       | 事業内容                                      | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源 |
|-----------|-------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|
|           |                                           | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |    |
| 7 把握資料の評価 | 新たに把握した資料や整理が進んだ資料の評価を実施し、市の歴史文化への位置づけを行う | →    | →  | →  | ◎    |     | ○   |    |    | 市費 |

6-3 方針1-2-2に基づく文化遺産の評価に関する措置



6-4 文化遺産の詳細調査

(3) 文化遺産の価値の共有に関する措置



① 方針1-3-1 文化遺産の情報発信を強化する

| 事業名          | 事業内容                                         | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源     |
|--------------|----------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|--------|
|              |                                              | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |        |
| 8 各種調査報告書の刊行 | 調査成果の適切な記録保存と速やかな公開に努めるため、文化遺産の調査報告書の刊行を推進する | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費     |
| 9 市史の刊行      | 第2次事業計画に則り、順次、資料編などを刊行する                     | →    | →  | →  | ◎    |     | ○   |    |    | 市費     |
| 10 文化財マップの更新 | 文化財の指定等に伴い内容の更新を行い、多様な媒体を用いて周知を図る            |      | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費     |
| 11 ICTの活用    | ホームページやブログなど、行政や所有者などがICTを活用した文化遺産の情報発信を推進する | →    | →  | →  | ◎    | ○   | ○   | ○  | ○  | 市費、団体費 |
| 12 解説板の設置・修繕 | 指定等文化財の解説板の設置を推進するとともに、既設の解説板の内容更新や修繕を行う     | →    | →  | →  | ◎    | ○   |     | ○  |    | 県補助、市費 |

6-5 方針1-3-1に基づく文化遺産の価値の共有に関する措置

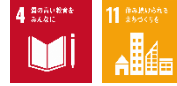


6-6 文化財マップ



6-7 課ブログ





② 方針1-3-2 文化遺産の公開・活用を推進する

| 事業名                  | 事業内容                                                         | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |        |
|----------------------|--------------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|--------|
|                      |                                                              | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民     |
| 13 歴史的公文書の収集・保存・活用   | 公文書は市の歩みを示すものであることから、適切に収集・保存・整理を行うことで、今後の市史編さんなどに活用する       | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費     |
| 14 所蔵資料の公開・利用の推進     | 企画展示などで定期的に所蔵資料の公開を行うとともに、資料の外部利用や貸出を推進するための環境を整備する          | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費     |
| 15 民間所蔵資料の公開の促進(新)   | まちなかの施設や店舗などでの展示や、郷土資料館での借用などにより、民間所蔵資料の公開を促進する              | →    | →  | →  | ◎    | ◎   |     | ○  |    | 市費     |
| 16 発掘調査の現地説明会の開催     | 埋蔵文化財の保護について周知するために、発掘調査の現地説明会を開催する                          | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費     |
| 17 史跡神明貝塚活用事業        | 神明貝塚に愛着や誇りをもってもらうため、ICTなども活用しながら、対象者に応じた事業を実施する              | →    | →  | →  | ◎    |     | ○   | ○  | ○  | 国補助、市費 |
| 18 史跡神明貝塚整備事業(新)     | 一般公開に向け、史跡の公有地化や整備事業を推進する                                    | →    | →  | →  | ◎    |     | ○   | ○  | ○  | 国補助、市費 |
| 19 オリジナルグッズの開発(新)    | 文化遺産の魅力の普及啓発を推進するため、オリジナルキャラクターを活用したグッズの開発を行う                |      | →  | →  | ◎    |     |     | ○  |    | 市費     |
| 20 ユニークベニューなどの検討     | ユニークベニューなどの文化遺産の新たな活用方法について研究を行う                             |      | →  | →  | ○    | ◎   |     | ◎  |    | 団体費    |
| 21 他市町・他機関実施公開事業との連携 | 近隣市町や全国規模の協議会などにおける文化遺産の公開事業の取組に参加することで、市域の文化遺産の県内外への公開を推進する |      | →  | →  | ◎    |     |     | ◎  |    | 市費、団体費 |

6-8 方針1-3-2に基づく文化遺産の価値の共有に関する措置



6-9 オリジナルキャラクター

(左:神明貝塚「めいちゃん・ぐうすけ」、右:郷土資料館「うめわかくん」)



③ 方針1-3-3 文化遺産に関する講座などを開催する

| 事業名              | 事業内容                                        | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源 |    |
|------------------|---------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|----|
|                  |                                             | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |    |    |
| 22 文化遺産に関する講座の開催 | 文化遺産の魅力の普及啓発を促進するため、それらに関する講座を開催する          | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    |    | 市費 |
| 23 民俗芸能公開事業の開催   | 祭礼でしか公開されない民俗芸能の周知を図るため、複数の保存会が出演する上演会を開催する | →    | →  | →  | ◎    | ◎   |     | ○  | ○  |    | 市費 |

6-10 方針1-3-3に基づく文化遺産の価値の共有に関する措置



6-11 文化財めぐり



6-12 民俗芸能公開事業



④ 方針1-3-4 学校教育と連携する

| 事業名            | 事業内容                                                         | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源 |     |
|----------------|--------------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|-----|
|                |                                                              | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |    |     |
| 24 講師の派遣       | 社会科や総合的な学習の時間などに、市職員を講師として派遣し、郷土の歴史文化への理解を促進する               | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    |    | 市費  |
| 25 教材の開発       | 社会科副読本やその他の教材の作成に際し、資料提供や内容確認を行う                             | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    |    | 市費  |
| 26 小学校地域資料室の整備 | 所蔵資料の有効活用を図るため、小学校地域資料室の整備や展示内容の更新を行う                        | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    |    | 市費  |
| 27 小学校地域学習展の開催 | 小学校第3学年の社会科地域学習に即した内容の展示会を行う                                 | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    |    | 市費  |
| 28 民俗芸能指導者の派遣  | クラブ活動や総合的な学習の時間などに、保存会を派遣し、舞や演奏などを体験することにより郷土の歴史文化への理解を促進させる | →    | →  | →  | ○    | ◎   |     |    | ◎  |    | 団体費 |

6-13 方針1-3-4に基づく文化遺産の価値の共有に関する措置



6-14 小学校への講師派遣



6-15 小学校地域学習展



⑤ 方針1-3-5 社会教育と連携する

| 事業名            | 事業内容                                           | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源     |
|----------------|------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|--------|
|                |                                                | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |        |
| 29 かすかべし出前講座   | 市の歴史文化に関わる市民主催の講座などに、市職員を講師として派遣する             | →    | →  | →  | ○    |     |     | ◎  |    | 団体費    |
| 30 青少年教育との連携   | 放課後子ども教室や郷土かるた、子ども大学などを活用し、文化遺産の周知に努める         | →    | →  | →  | ◎    |     |     | ◎  |    | 市費、団体費 |
| 31 図書館・公民館との連携 | 図書館や公民館主催事業に講師を派遣するほか、ミニ展示会を開催するなど、文化遺産の周知に努める | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費     |

6-16 方針1-3-5に基づく文化遺産の価値の共有に関する措置



6-17 放課後子ども教室



6-18 図書館でのミニ展示会



⑥ 方針1-3-6 市民や関係団体と連携する

| 事業名                | 事業内容                                  | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源  |
|--------------------|---------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|-----|
|                    |                                       | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |     |
| 32 市民・関係団体実施事業への協力 | 市民や関係団体が実施する事業への講師派遣や共催・後援などの協力や支援を行う | →    | →  | →  | ○    |     |     | ◎  | ◎  | 団体費 |

6-19 方針1-3-6に基づく文化遺産の価値の共有に関する措置



⑦ 方針1-3-7 郷土資料館の充実を図る

| 事業名                | 事業内容                                                                                                               | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|
|                    |                                                                                                                    | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |    |
| 33 郷土資料館の機能の拡充(新)  | 令和4年度現在、郷土資料館は「博物館類似施設」であるが、改正博物館法に基づき、博物館としての基本的機能を充実させ、従来の社会教育・学校教育のほかに、観光・まちづくり・福祉など多様な連携を図るため、施設や体制の拡充について検討する | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |
| 34 郷土資料館常設展示の拡充・更新 | 開館後30年以上が経過し、これまで小規模な更新にとどまっているため、学術的な調査研究の成果を踏まえ、展示内容の拡充や更新を図る                                                    | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |
| 35 郷土資料館企画展示の開催    | 所蔵資料の公開や市の歴史文化の周知を図るため、春季展示や夏季展示を開催する                                                                              | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |



| 事業名                    | 事業内容                                                                  | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |    |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|
|                        |                                                                       | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民 |
| 36 郷土資料館デジタルミュージアムの推進  | 郷土資料館の利活用を促進するため、資料館ホームページにおける所蔵資料リストの公開や、所蔵資料の紹介など、ICTを活用した情報発信を推進する |      | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |
| 37 郷土資料館各種講座・講演会の開催    | 市の歴史文化に関する講座や講演会、ワークショップを開催し、歴史文化への興味や理解を促進する                         | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |
| 38 博物館実習の受入れ           | 各大学の博物館学芸員実習生を受入れ、館務を実習させることにより、市の歴史文化への理解を促進する                       | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |
| 39 郷土資料館オリジナルグッズの開発(新) | 郷土資料館オリジナルキャラクターを活用し、文化遺産の魅力を伝えるグッズ開発を進める                             |      | →  | →  | ◎    |     |     | ○  | ○  | 市費 |

## 6-20 方針1-3-7に基づく文化遺産の価値の共有に関する措置



6-21 郷土資料館(常設展示)



6-22 体験ワークショップ

なお、文化遺産の価値の共有に関する「方針1-3-8 関連文化財群を設定する」については、本市の歴史文化の魅力をわかりやすく伝える手段の一つとして、市域に散在している文化遺産を関連するテーマで1つのストーリーとしてまとめた関連文化財群を設定することとしますが、これについては、文化遺産の一体的・総合的な保存と活用として、第7章で取り上げます。

## 第2節 基本目標2に関する課題・方針・措置

### 1 「基本目標2 地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える」ための課題

ここでは、「基本目標2 地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える」ことを達成するため、現状において解決すべき課題について整理します。

#### (1) 文化遺産の保存に関する課題

現在のところ、本市においては、文化遺産を保存する制度として、市文化財保護条例に規定される「指定」以外のものはありません。今後も文化財の指定を推進していくことは必要ですが、その一方で、指定等文化財と比較して、学術的な価値づけが行われていない文化遺産では、その価値が十分に共有されないまま滅失や散逸する危険性が高くなると考えられます。このことから、本市における文化遺産の保存に関する課題については、次のとおり整理できます。

・課題 2-1 指定等文化財以外の文化遺産を保護する制度がない

#### (2) 文化遺産の管理・継承に関する課題

近年、全国的に過疎化や少子高齢化、生活様式の変化などといった社会状況の変化を背景に、文化遺産の滅失や散逸などが大きな課題となっています。本市においても、有形文化財や記念物の維持管理、無形民俗文化財の後継者養成などに課題がみられ、所有者や関係者に文化遺産を保存する意思はあっても、その努力だけでは困難な時節になってきています。特に、令和元年（2019年）12月以降のコロナ禍により、無形民俗文化財の保存会では十分な練習が行えず、技術の継承に困難をきたす状況に拍車がかかっています。また、文化遺産の件数が年々増加する一方で、郷土資料館などの収蔵施設に余剰がなくなっているのが現状です。文化遺産を適切に管理していくために、収蔵施設や財源の確保に努めていくことも必要となっています。そして、民間所蔵の文化遺産の情報共有が図られていないため、その保管状況などを行政が把握できておらず、不測の事態に備えることができていません。これらのことから、本市における文化遺産の管理・継承に関する課題については、次のとおり整理できます。

・課題 2-2(1) 文化遺産の維持管理が困難となり、滅失又は散逸の危機に瀕している

・課題 2-2(2) 民間所蔵の文化遺産の保管状況などの情報共有が図られていない

なお、基本目標2を達成するための、第3の方向性を「2-3 文化遺産の防災・防犯環境を整備する」としましたが、これについては、文化遺産の防災・防犯に関する事項として、第8章で詳述することとします。また、第4の方向性である「2-4 文化遺産を支える人材・体制を整備する」については、文化遺産の保存・活用の推進体制に関する事項として、第9章で取り上げます。

## 2 「基本目標 2 地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える」ための方針

ここでは、前項で整理した課題の解決のため、以下のとおり方針を設定し、基本目標 2 を達成することにつなげていきます。

### (1) 文化遺産の保存に関する方針

文化遺産を適切に保存していくため、文化財の指定を推進します。また、法第 182 条第 3 項の規定に基づく登録制度の導入や市独自の認定制度のあり方について検討し、幅広く文化遺産を拾い上げる制度の構築に努めます。これらのことから、本市における文化遺産の保存に関して、次のとおり 2 つの方針を設定します。

- ・方針 2-1-1 文化財の指定等を推進する
- ・方針 2-1-2 新たな制度について検討する

### (2) 文化遺産の管理・継承に関する方針

文化遺産を適切に管理・継承するため、収蔵施設の確保に努めるなど適切な管理環境の構築に努めます。なお、国史跡の神明貝塚<sup>しんめいかいづか</sup>については、史跡の適切な保存を図ります。そして、補助金の交付など保存と継承に関する事業を確実に推進していくとともに、それに必要な財源を確保します。また、市域の文化遺産の情報を共有するため、所有者や管理者との連携により行政などが継続的に把握できるような仕組みを構築します。これらのことから、本市における文化遺産の管理・継承に関して、次のとおり 3 つの方針を設定します。

- ・方針 2-2-1 文化遺産を適切に管理する
- ・方針 2-2-2 文化遺産を継承する
- ・方針 2-2-3 文化遺産の情報を共有する

## 3 「基本目標 2 地域社会総がかりで文化遺産を守り、後世に伝える」ための措置

ここでは、前項で設定した方針に基づき、取り組んでいく具体的な措置について設定します。なお、事業の実施に際しての財源については、74 ページに記載のとおりです。

### (1) 文化遺産の保存に関する措置

#### ① 方針 2-1-1 文化財の指定等を推進する



| 事業名       | 事業内容                                 | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源 |
|-----------|--------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|
|           |                                      | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |    |
| 40 文化財の指定 | 市条例に基づき、市の歴史文化にとって重要な文化遺産を指定文化財に指定する | →    | →  | →  | ◎    | ○   | ◎   |    |    | 市費 |

6-23 方針 2-1-1 に基づく文化遺産の保存に関する措置



② 方針 2-1-2 新たな制度について検討する

| 事業名               | 事業内容                             | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |    |
|-------------------|----------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|
|                   |                                  | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民 |
| 41 文化財の登録制度の検討(新) | 法第182条第3項の規定に基づく登録制度の取扱いについて検討する |      | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |
| 42 市独自の認定制度の検討(新) | 市独自の認定制度のあり方について検討する             |      | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |

6-24 方針 2-1-2 に基づく文化遺産の保存に関する措置

(2) 文化遺産の管理・継承に関する措置



① 方針 2-2-1 文化遺産を適切に管理する

| 事業名                              | 事業内容                                                     | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |          |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----------|
|                                  |                                                          | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民       |
| 43 文化遺産の管理支援                     | 積極的に寄贈や寄託の受入れを行うことで、文化遺産の管理支援を行う                         | →    | →  | →  | ◎    | ○   |     |    |    | 市費       |
| 44 収蔵施設の確保                       | 年々増加する資料を収蔵するための施設の確保に努める                                | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費       |
| 45 文化遺産の保存環境整備への支援               | 文化遺産の素材に応じた適切な保存環境の整備に対し支援を行う                            | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 国・県補助、市費 |
| 46 史跡神明貝塚の保存事業(新)                | 神明貝塚の適切な保存を図る                                            |      | →  | →  | ◎    |     | ○   |    |    | 国補助、市費   |
| 47 文化遺産の現況調査                     | 定期的に文化遺産の現況調査を実施することにより、適切な保存を図る                         | →    | →  | →  | ◎    | ○   | ○   |    |    | 市費       |
| 48 文化財保護指導委員の設置の検討とパトロール体制づくり(新) | 法第191条第1項の規定に基づく文化財保護指導委員の設置を含め、地域で文化遺産を見守る体制づくりについて検討する |      | →  | →  | ◎    | ○   |     | ○  | ○  | 市費、団体費   |

6-25 方針 2-2-1 に基づく文化遺産の管理・継承に関する措置



6-26 天然記念物の樹勢診断



② 方針 2-2-2 文化遺産を継承する

| 事業名                    | 事業内容                                                   | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |    |
|------------------------|--------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|
|                        |                                                        | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民 |
| 13 歴史的公文書の収集・保存・活用(再掲) | 公文書は市の歩みを示すものであることから、適切に収集・保存・整理を行うことで、今後の市史編さんなどに活用する | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費 |

| 事業名                     | 事業内容                                                               | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源           |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|--------------|
|                         |                                                                    | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |              |
| 49 文化財保存事業費補助金の交付       | 指定等文化財の保存に必要な事業に対し補助金を交付する                                         | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 国・県補助、市費     |
| 50 後継者養成事業費補助金の交付       | 指定等無形民俗文化財の後継者養成に必要な事業に対し補助金を交付する                                  | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 県補助、市費       |
| 51 指定等文化財管理費補助金制度の検討(新) | 指定等文化財の所有者の維持管理の負担を軽減するため、管理費の補助制度のあり方について検討する                     |      | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 市費           |
| 52 保存活用計画の作成(新)         | 指定等文化財の適切な保存と活用を図るための計画を作成する                                       |      | →  | →  | ◎    | ◎   | ○   | ○  | ○  | 国補助、市費       |
| 53 祭り・行事の記録             | 指定無形民俗文化財を優先に、祭り・行事の映像記録などを作成する                                    |      | →  | →  | ◎    | ◎   | ○   | ◎  |    | 市費、団体費       |
| 54 所有者講習会の実施            | 文化遺産の所有者向けの講習会を実施し、保存と継承に関する情報の共有を図る                               | →    | →  | →  | ◎    | ○   | ○   | ○  |    | 市費           |
| 55 市内遺跡の発掘調査            | 現状保存できない遺跡について発掘調査を実施し、発掘調査報告書を刊行する                                | →    | →  | →  | ◎    |     |     |    |    | 国・県補助、市費     |
| 56 文化遺産の複製品の作成(新)       | 脆弱資料や利用頻度の高い資料の複製品を作成する                                            |      | →  | →  | ◎    | ○   |     | ○  | ○  | 国・県補助、市費、団体費 |
| 57 文化遺産のデジタルデータ化(新)     | 2次元のほか、3次元での資料のデジタルデータ化を推進する                                       |      | →  | →  | ◎    |     | ○   | ○  | ○  | 国・県補助、市費、団体費 |
| 58 文化遺産の保存修復            | 資料の状態に応じて、適切な保存修復を行う                                               | →    | →  | →  | ◎    | ◎   |     | ○  | ○  | 国・県補助、市費、団体費 |
| 59 伝統工芸技術後継者の養成         | 伝統工芸技術の後継者の養成を図る                                                   | →    | →  | →  | ○    | ◎   |     | ◎  |    | 団体費          |
| 60 財源確保の仕組みづくり          | 市費や県費、国費のほか、民間資金やクラウドファンディング、ふるさと納税など、文化遺産の保存を推進するための財源確保の仕組みを検討する |      | →  | →  | ◎    | ◎   |     | ○  |    | 国・県補助、市費、団体費 |

6-27 方針 2-2-2 に基づく文化遺産の管理・継承に関する措置



6-28 歴史的公文書の収集

③ 方針 2-2-3 文化遺産の情報を共有する



| 事業名                 | 事業内容                             | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源 |
|---------------------|----------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|
|                     |                                  | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |    |
| 61 文化遺産データベースの公開(新) | 文化遺産データベースを公開し、文化遺産の情報を産学官民で共有する |      | →  | →  | ◎    | ○   | ○   | ○  | ○  | 市費 |

6-29 方針 2-2-3 に基づく文化遺産の管理・継承に関する措置



なお、80 ページに記載のとおり、「方向性 2-3 文化遺産の防災・防犯環境を整備する」に関する課題・方針・措置（62～74）については第8章で、「方向性 2-4 文化遺産を支える人材・体制を整備する」に関する課題・方針・措置（75～85）については第9章で取り上げます。

### 第3節 基本目標3に関する課題・方針・措置

#### 1 「基本目標3 文化遺産をまちづくりに活用する」ための課題

ここでは、「基本目標3 文化遺産をまちづくりに活用する」ことを達成するため、現状において解決すべき課題について整理します。

##### (1) まちづくりへの活用に関する課題

文化遺産の活用に関して、近年、文化遺産を観光やまちづくりなどへ活用していくことへの期待が大きくなっています。本市においても、観光や景観、福祉の分野と連携して事業を行っていますが、今後はさらに拡充していくとともに、多様な分野との連携も検討していく必要があります。このことから、本市における文化遺産の活用に関する課題については、次のとおり整理できます。

・課題 3-1 観光やまちづくりなど、多様な分野での文化遺産の活用が十分でない

#### 2 「基本目標3 文化遺産をまちづくりに活用する」ための方針

ここでは、前項で整理した課題の解決のため、以下のとおり方針を設定し、基本目標3を達成することにつなげていきます。

##### (1) まちづくりへの活用に関する方針

文化遺産をまちづくりに活用するため、行政内外における連携を強化することで、積極的に観光や景観保全、福祉など多様な分野における利用の促進を図ります。このことから、本市における文化遺産のまちづくりへの活用に関して、次のとおり3つの方針を設定します。

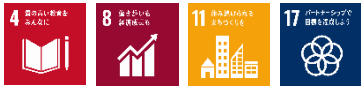
なお、文化遺産の価値の共有やまちづくりへの活用については、その保存に悪影響をおよぼすような活用であってはならない一方で、適切な活用により文化遺産の価値を多くの人々に伝え、理解を促進していくことが期待できます。そして、その結果として地域で文化遺産を支える気運の醸成にもつながっていくでしょう。すなわち、文化遺産の保存と活用が相互に影響し合うことで、より確実に文化遺産を未来へと継承することにつながります。

- ・方針 3-1-1 観光分野へ活用する
- ・方針 3-1-2 景観・まちづくり分野へ活用する
- ・方針 3-1-3 その他の分野へ活用する

3 「基本目標3 文化遺産をまちづくりに活用する」ための措置

ここでは、前項で設定した方針に基づき、文化遺産のまちづくりへの活用に関して取り組んでいく具体的な措置について設定します。なお、事業の実施に際しての財源については、74ページに記載のとおりです。

(1) まちづくりへの活用に関する措置

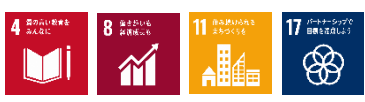
① 方針3-1-1 観光分野へ活用する 

| 事業名 | 事業内容                 | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |        |
|-----|----------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|--------|
|     |                      | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民     |
| 86  | パンフレット・解説板などの多言語化    |      | →  | →  | ◎    | ○   |     | ◎  |    | 市費、団体費 |
| 87  | 文化遺産周遊ルートの設定         |      | →  | →  | ◎    |     |     | ◎  | ○  | 市費、団体費 |
| 88  | 春日部市エコミュージアム構想の検討(新) |      |    | →  | ◎    |     |     | ◎  | ◎  | 市費、団体費 |
| 89  | 市の特産品や土産品の開発         |      |    | →  | ○    | ◎   |     | ◎  | ○  | 市費、団体費 |

6-30 方針3-1-1に基づく文化遺産のまちづくりへの活用に関する措置



6-31 観光資源としての特産品(かすかべフードセレクション)

② 方針3-1-2 景観・まちづくり分野へ活用する 

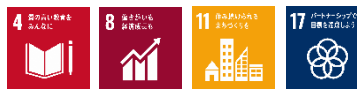
| 事業名 | 事業内容       | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    | 財源 |    |
|-----|------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|----|
|     |            | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 |    | 市民 |
| 90  | 景観形成プロジェクト | →    | →  | →  | ◎    |     |     | ◎  |    | 市費 |
| 91  | 地区まちづくり計画  | →    | →  | →  | ○    |     |     |    | ◎  | 市費 |

6-32 方針3-1-2に基づく文化遺産のまちづくりへの活用に関する措置



6-33 粕壁宿の現在(かすかべ大通り)

③ 方針 3-1-3 その他の分野へ活用する



| 事業名            | 事業内容                                                     | 計画期間 |    |    | 取組主体 |     |     |    |    | 財源     |
|----------------|----------------------------------------------------------|------|----|----|------|-----|-----|----|----|--------|
|                |                                                          | 前期   | 中期 | 後期 | 行政   | 所有者 | 専門家 | 団体 | 市民 |        |
| 92 子ども・子育て支援事業 | 講座の対象を親子、もしくは子どもから高齢者までとすることにより、世代間交流の促進や子どもの居場所づくりに活用する | →    | →  | →  | ◎    |     |     | ○  |    | 市費、団体費 |
| 93 高齢者保健福祉事業   | 展示会や所蔵資料を、高齢者福祉事業として行われる回想法などに活用する                       | →    | →  | →  | ○    |     |     | ◎  |    | 市費、団体費 |

6-34 方針 3-1-3 に基づく文化遺産のまちづくりへの活用に関する措置



6-35 回想法ボランティアの活動支援

